

保育通信

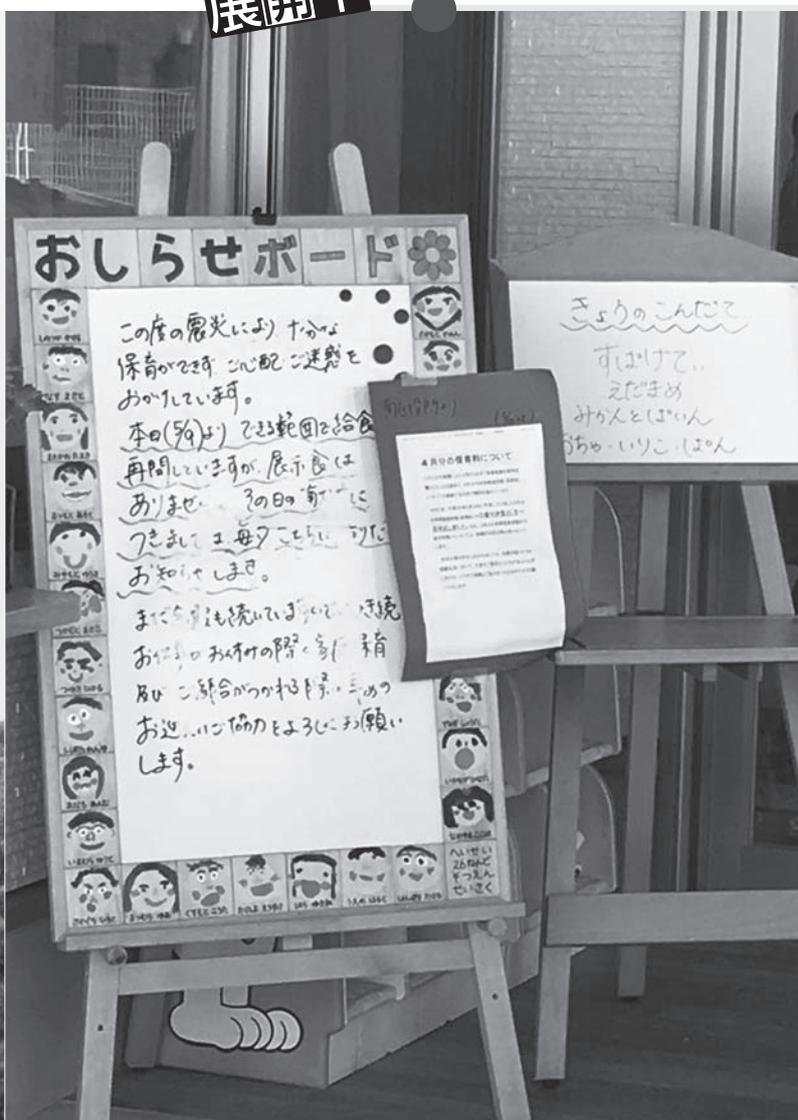
臨時増刊

2016 NO.735

公益社団法人全国私立保育園連盟

被災した子どもたちのケアと
保育施設の支援と復興に
あなたの力を！

子どもの
育ちを
支える
運動
展開中
SODACHI



第174回 全国私立保育園連盟理事会 特別決議

4月14日、16日に熊本県を中心として発生した大震災（平成28年熊本地震）は未曾有の被害をもたらし、断続的な余震の影響により多大な悲痛と悲嘆に見舞われた事態となっている。今この国家的危機に対して、われら全国の民間保育園等は一丸となり、子どもたちの将来のため、子どもの最善の利益を求めた歩みを決して留めることなく立ち向かわなければならない。

震災からの一日も早い復興と更なる発展を願い、本連盟第174回理事会において下記を緊急に提起する。

一、われらは、本連盟基本綱領の精神のもと、全国の組織並びに会員の団結を強め、民間事業の特性を発揮しつつ相互連携・協力により被災地域の保育施設の支援と復興のため寄与する。

一、われらは、上記の遂行のため、公立保育所をはじめ様々な保育事業及び関係機関と協力を進め取り組む。

一、われらは、一日も早い復興をめざして、被災地域のすべての子どもの安全と安心のため必要なあらゆる方法を駆使し尽力する。

一、われらは、震災に屈することなく、この国の子どもの未来のため、将来の安定した社会の一日も早い構築・実現に向けて保育三団体として相携えて、推進的役割を遂行する。

以上決議する。

平成28年5月30日

第174回 全国私立保育園連盟理事会

熊本地震による震災をお見舞いして

5月12日、近藤全私保連会長とともに、熊本県保育協会、熊本市保育園連盟にお見舞いに伺わせていただいた。当日は、阪神・淡路大震災、東日本大震災を思いだし、何かの縁を感じながら熊本へと向かった。熊本駅では熊本県保育協会の塚本美津代理事長、熊本市保育園連盟の江藤美信理事長はじめ、幹部の方々の出迎えを受け、また宮崎から吉田雅信・九州ブロック長も駆けつけられ合流した。

最初、この日に理事会が予定されていた熊本市保育園連盟にお伺いした。近藤会長は「長期間にわたり揺れが続き、ご苦労ご心労も大変だと思う。もっと早くにお伺いしたかったが、この日になり申し訳ない。今回の支援募金活動は保育三団体で取り組むことになり、既に開始している。全国の仲間から励ましの義援金が届くと思う。どうか子どもたちのためにも引き続き頑張ってください」とお見舞いの言葉を述べ、江藤理事長にお見舞い金を手渡された。引き続き少しの時間ではあったが、理事の方々から保育現場の状況などをお聞きすることができた。

会場を後にして、熊本県保育協会事務局のある熊本県総合福祉センターに向かう途中、車窓からあの勇壮だった熊本城の無惨に傷んだ姿を目のあたりにし、改めて地震の凄さを感じずにはいられなかった。

熊本県保育協会においても近藤会長から挨拶とお見舞いが述べられ、その後事務局職員も加わり、近藤会長より塚本理事長にお見舞い金を手渡された。

「限られた時間ではあるが、被災された保育園に伺いたい」との近藤会長の思いで、福岡義信専務理事のワゴン車にお世話になり国道256号線を下って、熊本市南区城南町にあるおぎ小木保育園に向かった。城南町は震災が最も激しかった益城町の南東に位置し、同じ活断層の延長線にあると思われる。近づくにつれ、倒壊やビニールシートで覆われた屋根の家屋が目に入るようになった。

小木保育園では、緒方隼人副園長に被害を受けた園舎を案内していただいた。園舎は新築1年だったことも驚いたが、2階のホールは天井が剥がれ落ち、



特に傷みが激しく、さらに1階の保育室も壁の剥がれやクラックが痛々しく、悲惨な現状に落胆される気持ちを察すると胸が痛んだ。部屋には補修の足場が組まれつつあったが、工事は職人がいなくて思うようにすすめられないと嘆かれていた。

園内のどこからか、子どもたちの声が聞こえてきた。副園長先生に尋ねると、「使える部屋がいくつかあったので、そこを利用して保育はずっと続けています。子どもは元気になっていますよ」とのこと。ライフラインが停止した時は大変だったそうだが、それでも保育は続けられたのだ。部屋を覗くと子どもの笑顔が見え、大きな声で挨拶された。なんともいえない感動と喜びを感じた。

じつは、熊本県内の行政によってはすべての保育園を一時的に休園する通知を出していたらしい。しかし実際は、それに反してでも、ほとんどの民間保育園は子どもを受け入れていたと聞いた。家を失ったり、家族が被災され大変な職員もいたはずだ。まさにこの姿こそが、私たちが今まで培ってきた児童福祉の理念に基づいた保育園としての実践活動であり、地域貢献ではないだろうか。子どもの笑顔と、熊本の保育現場の大変なご苦労に、逆に大きな力と勇気をいただいた。

今回、全私保連の気持ちをまずは伝えたいと行かせていただいたが、私自身が被災現場の方々のご苦労と努力を目のあたりにし、ここに報告することにより、今後の支援募金活動がさらに広がり、展開されることを願わずにはいられない。

(小林公正／全私保連副会長)

全私保連青年会議・仲間の「絆」 支援の輪がつながっています

全 私保連の青年会議で活動するようになって、全国各地で発生する自然災害や事故等をとて身近に感じるようになりました。それも、青年会議の幹事会は全国39組織の代表幹事で構成されているからです。

代表幹事は地方組織青年会議（青年部）会員の代表として、東京や全国各地で幹事会や各種研修会に参加しており、仲間どうしは情報交換会などを通して日頃から気心が知れています。ですから今回の熊本地震では、発生直後からメールやSNSを通じて安否確認を行い、被災地からの写真やメッセージを通して一層災害の大きさを実感させられました。

被災状況が報道される中、多くの幹事らから熊本の幹事に対し、支援の申し出があったそうです。すぐに支援物資を自家用車で運んだ幹事もいました。そこからの情報もSNS等を通じて次々にアップされ、迅速な支援の機運が高まってきました。

熊 本市幹事の山崎氏（総務部長）の話によると、毎日のように青年会議の現役、OBの仲間たちが訪れ、目の前に立っている先生方の姿に勇気づけられたそうです。そして、その“気持ち”はすぐに熊本の仲間たちを中心に困っている保育園へ届けられ、支援の輪がつながっていきました。

その他にも支援金を取りまとめて物資を購入したり、輸送困難で物資が届けられないとあって、九州の保育園に支援物資を経由させ、それを青年会議のメンバーが協力して熊本へ届けられたそうです

と くに、警察や消防、病院、役所などで働く保護者にとって、保育園の一日も早い復旧が求められます。私は、ライフラインでは上下水道が比較的復旧に時間がかかるのを思いだし、今回は仮設トイレを支援物資として届けることにしました。地震で散乱した保育園を片づけ、子どもを迎え入れるために出勤する保育士が、少しでも安心して気持ちよく使えるように準備を調えました。



全 私保連青年会議では、東日本大震災を契機に「絆プロデュース」を企画し、地方組織間の連携や親睦、新会員の拡充などの各種事業を展開してきました。また、年4回開催される幹事会では会員が相互に議論できる機会をもち、保育を取り巻く環境等を青年らしい視点で見つめ、語り合っています。その中で育まれた友情は、いつの間にか連絡を取り合い、生涯の仲間を「絆」が結んでくれました。

これからも、今できることを、最高の仲間とともに行動していきたいと思います。

（三木充信／兵庫県姫路市・専徳寺保育園園長）

地域の自治会、地元の運送会社に協力をお願いして 全国の仲間たちからの温かい思いを 被災地の保育園に

4月14日に発生した熊本地方を中心とする地震災害に被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震は震度7の強い地震が2度発生し、その後も強い余震が長期間に渡り続いています。そんな中、私たちは地震災害復興支援のため有志の会を立ち上げ、この度の地震災害復興支援に微力ながら寄与するため、全国の仲間たちに支援物資の協力を呼びかけ、私たちの活動に賛同していただいた全国各地の皆様方からの支援物資を搬送させていただきました。

その後も続々と支援物資が届き、最終的には約10トンを超す大量の支援物資が青い鳥保育園に届けられました。全国の皆様方の心温まるご協力で改めて感謝申し上げます。

当初は園内で支援物資を受けつけるつもりでしたが、園内で一時保管をできる量をはるかに超えたため、地域の自治会に協力をお願いして公民館で支援物資を受けつけることになりました。

私たち有志の会は4回（4月18日・27日、5月3日・9日）に分けて被災地の保育園（熊本県菊池市・宇城市・益城町・阿蘇市、大分県由布市）に責任をもって届けさせていただきました。これもひとえに、支援物資の一時保管の場所を提供していただいた城南区の区長をはじめ、トラックを提供してくれた運送会社の社長様方、そして福岡県青年部・広

島市私立保育園協会有志の会の皆様方に心より感謝申し上げます。

被災地の園長先生方は、皆様方の温かい思いに応えるべく、必死になって保育園の復興や園児たちの心のケア・地域住民の皆様方のために取り組まれていました。

特に熊本市から阿蘇に通じる道、大洲～大観峰に移動する途中では、がけ崩れが発生し道路わきに大きな落石があり、阿蘇市の道路は至るところがうねって、緊急的に舗装し何とか車が通れる状況でした。また、家の玄関前が1m近く陥没し、今にも崩れ落ちそうな状況等が至るところに見られましたし、阿蘇駅も瓦が崩れ落ち、使用不能になっていました。

今回の地震は、熊本地方を中心に阿蘇市、大分県由布市・別府市まで広域にわたって被害が拡大しました。自宅が倒壊し、未だに避難所生活を強いられている方々もたくさんいます。

保育三団体協議会でも、支援の募金活動を開始されました。全国の皆様方のさらなるご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今回の地震で被害に遭われた皆様方の一日も早い復興を、心よりお祈り申し上げます。

（岡村 斉／福岡県菊池町・若久青い鳥保育園園長）



熊本地震支援ボランティア活動報告

地域の力、温かいつながりを感じながら

平成28年4月14日午後9時頃、熊本県を震源とした震度7の地震が発生し、今も九州の広い範囲で余震が続いております。被災者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

平成26年8月20日未明、広島市は記録的な豪雨に見舞われ、市北部では大規模な土砂災害が発生して甚大な被害が出ました。その際に、全国の保育施設関係者から多くの善意をお寄せいただきました経緯があります。そうしたことから、広島市私立保育園協会の理事会において、各園において災害支援金を募集するとともに、5月2日から4日までの3日間、ボランティアを派遣し支援活動することを決定しました。

今回の支援活動は、福岡県に集まった支援物資を拠点となる被災園に送り届けるとともに、被災園やその近隣家屋の後片づけを行うことを目的としました。

5月2日、支援物資の集配拠点となった福岡県荏田町の青い鳥保育園に向けてマイクロバスで出発しました。テントや寝袋、発電機、簡易トイレといった非常生活用品を満載した車中となるので、人数的には無理をせず、理事会、青年会議委員会の有志10人に絞りました。

青い鳥保育園では、現地までの道路状態や被災状況を確認してから、地域支援センター保育室をお借りして1日目を終えました。

翌朝（3日）は、青い鳥保育園の関係者12人と当協会メンバー10人の計22人が、5時20分に同保育園を出発しました。渋滞を迂回しながら高速道路を走ること3時間強、落石による道路封鎖もなく、予定到着時間よりも大幅に早く8時30分過ぎには熊本県阿蘇市黒川の熊本YMCA黒川保育園の旧園舎に到着しました。旧園舎の目の前の小学校校庭は自衛隊のベースキャンプ地になっており、その一帯はまだ断水が続いていました。

4トントラック2台分の支援物資は、水、食糧品、粉ミルク、紙おむつ、マスクなど多種類にわたっていましたが、全国の災害復興支援有志から送られてきたものを一旦開封し、品目別に仕分けしてから再梱包してあり、若久青い鳥保育園の岡村斉園長のご尽力には頭が下がる思いがしました。

当日は、大気が非常に不安定で、すでに黒雲が広がり時間とともに風雨が激しくなってきました。当初の予定では、同園で支援物資の3分の1程度荷を下ろし、あと2か園を廻る予定でしたが、同園の福岡貴志園長のご配慮により、支援物資が必要な園が同園に取りにくるよう連絡してくださったので、すべての支援物資を同園に下ろすことができ、随分時間短縮ができました。

荷降ろし完了後、岡村園長たちとはそこで別れ、当協会メンバーは一路熊本へと走り、昼過ぎには熊本県上益城郡御船町みふねまちの御船昭和保育園に到着しました。

御船昭和保育園は頑強なつくりであったため建物損壊は免れましたが、近隣の建物の多くは全半壊状態でした。より風雨が激しくなってきたため、屋外での支援活動は諦め、同園の沖田昌史園長に震災時の様子を伺いました。

本震の非常に強い揺れとともに停電・断水に見舞われましたが、近隣住民との結びつきが非常に強い地域に根ざした施設であったため、本震直後から次々と近隣の方たちが同園へ自主避難してこられ、自主避難所の役割を終えるまでの間、約90人もの自主避難者がいたとのこと。同園ではすぐに近隣住民の自主的な炊き出し部隊が編成され、系列の寺院から持ってきた羽釜とプロパンガスを使って給食や近隣商店の食材を調理したため、被災直後から温かい食事を提供できたとのこと。また、水は発電機とポンプを準備し井戸水を利用したため、飲料水、トイレの水に困ることもなかったとのこと。

停電は1日、断水は4日で復旧しましたが、余震に怯える日々であったため、自主避難所の役割を終えるまでに1週間、さらにもう1週間は地域支援機能を残し、近隣の高齢者のために毎日夕食を50食用意して園に取りにきてもらうことで安否確認をしたそうです。

沖田園長は、自宅の後片づけを先送りにし、自主避難所の役割を終えるとすぐに、地域子ども子育て家庭支援に力を注がれ、3・4・5日はGWイベントを開催しておられました。実際に訪問した3・4日も多くの親子が集っておしゃべりしたり、保育士と遊んだり、イベントショーを見たりしていたのがとても印象的でした。

この地域は地縁が強く、それがいち早い相互互助につながったと沖田園長もおっしゃっておられましたが、このたびの同園の活動は福祉の原点、災害時のあり方を再考するよい機会となりました。

夕刻には余震を避けるため、一旦、御船昭和保育園を後にし、合志市豊岡の合志中部保育園に向かいました。雨天であったため、同保育園の福嶋龍一理事長、福嶋義信園長のご厚意で地域子育て支援センターをお借りして2日目の夜をすごしました。

3 日目の朝（4日）、昨日訪問した御船昭和保育園に向かいました。1時間程度で到着し、すぐに近隣の系列寺院や家屋の倒壊したブロック塀、屋根瓦の撤去作業に取りかかりました。重機等がないため、大型ハンマーとニッパでブロック塀を粉碎し鉄筋を切ってバラバラにして一つずつ運ぶ地道な作業です。また、そこでは、一般社団法人震災復興支縁協会つながりという全国各地より集まってきた若者たちのボランティア集団と出会い、ブロック塀や屋根瓦のがれきをトラックに積んでは集積場に出し、積んでは出しを繰り返し、午後3時まで一緒に汗を流しました。一般的に、現代の若者は何事にも無関心・無意欲であり、リスクを避けるというイメージがありましたが、彼たちが額に汗水たらして人のために一生懸命に働く姿を見て、「絆」、「つながり」という日本の誇るべき魂はまだ生きており、日本は素晴らしい国だということをおぼろげに感じました。

夕 刻には広島に向けて出発しましたが、途中被害の酷かった益城町を通過し、悲惨な現状を



目に焼きつけてまいりました。連なる倒壊家屋を見て自然の恐ろしさをまざまざと感じたとともに、いっどこで起きてもおかしくない、そのためには、災害に対する備えとともに、「絆」、「つながり」を大切にする、人を思いやる保育を実践していくことの大切さをあらためて感じました。

今回、ボランティアに行くにも、現地の保育園関係者との「絆」、「つながり」があって活動できたと思います。物資の供給のタイミングなど課題も残りましたが、今でも現地で頑張っている仲間、近隣県でフォローされている仲間には頭が下がります。

災害復興は、まだ始まったばかりです。一日でも早く復興をし、子どもたちの心の底からの笑顔が戻ってくることを念じてやみません。

（[一社] 広島市私立保育園協会・災害支援ボランティア有志一同）

熊本地震・被災の保育園を訪ねて 「地震が保育中でなくてよかった」 真剣に避難訓練をしなくては…と

わがふるさと熊本が、相次ぐ震度7の地震に襲われた。テレビの画面に映しだされる熊本の惨状に胸を突かれる。子どもの頃の遊び場だった熊本城が白い煙のようなものを噴き上げている映像、^{しゃちほこ}天守閣の鯨も瓦も落ちた姿、そしてあの「武者返し」と呼ばれてきた石垣が大きく崩れてしまった無残な情景は、まるで戦で落城するドラマの中の出来事のように映っていた。震源地の益城町をはじめ、激震を受けて倒壊した家々。山津波で崩れ落ちた阿蘇大橋や国宝阿蘇神宮の楼門。高校時代通学路にしていた水前寺公園の鳥居の崩落と水枯れ。

熊本市西区には妹一家、東区には兄一家が住んでいる。4月14日の最初の地震をニュースで聞いたのは、岐阜市内で岐阜県民間保育園連盟の新旧役員歓送迎会の2次会の時だった。すぐに熊本へ電話をしたが、まったく通じなかった。携帯電話に安否確認のメールを送り連絡を待った。

連絡がついたのは翌日の昼近くになってからだったが、身内の無事が確認できた。妹の家は、同居している料理屋を経営する三男が家具の転倒防止をしていたため倒れた家具はなく、観音開きの食器棚から食器が飛びたして割れた程度で済んだようだが、兄の家は、足の踏み場もないと聞いた。家自体には被害はなかったが、暮らせる状況ではなく、避難所暮らしと車中泊を余儀なくされていた。

身内の安否確認もでき、また旧知の熊本の保育園の園長や熊本学園大学の宮里六郎教授とも連絡を取れ、無事が確認できたので直ちに熊本に行かず、毎日身内と連絡をとりながら様子を見つつ、ようやく4月27日に愛知県の自宅を出発し、28日に車で熊本に入った。

九州自動車道は、震源地の益城町の道路が崩壊して植木インターで通行止めになっていたが、益城町や熊本市内へはここで出たほうが都合がよいこともあり、植木インターで降りて、そのまま合志市の合

志中央保育園を訪ね、全私保連の活動を通して旧知の福嶋園長を見舞った。保育園の被害はほとんどないと聞き、ホッとした。高校に通う娘さんは、熊本市内の学校で炊き出しなどのボランティア活動に毎日参加しているという。

次に、福嶋園長の案内で隣町の菊陽町^{きくようまち}の福本保育園に、熊本県保育協会理事長の塚本園長を訪ね見舞った。田園風景の中に広々とした敷地の福本保育園も園舎に被害はなく、しばし歓談し、益城町の私立保育園の情報を得て初日の訪問を終えた。

この日から妹の家に厄介になり、5月4日に熊本を離れるまで、いくつかの保育園に見舞いに伺った。

翌29日は休日ということもあり、被害の状況を確かめつつ、翌日から訪ねる園の場所の下見に走り回ったが、車で行ったことは正解だった。

30日は熊本市保育園連盟理事長を務める清水ヶ丘保育園の江藤園長を見舞った。園庭が10~15cmくらい沈んだ箇所があり、その分園舎が浮いたようになり、事務室や保育室の床に傾きが生じ、玉を床に置くと転がってしまうという。保育を行うことはできるが明らかに被害が園舎と園庭に出ている。

江藤園長から、熊本市内の保育園で被害が大きいという幾つかの園のことを聞き、市連盟発行の保育園紹介誌をご厚意でいただいた。この紹介誌が翌日からの行動に大変役に立った。

5月1日は日曜日だったので益城町の被災状況を確認しながら、翌2日に訪ねることを約束している保育園を下見に行き、その後益城町に隣接する熊本市東区の聖母幼愛園を訪れた。玄関には「要注意」の黄色い紙が貼ってある。ガラス越しに人影が見えたので園舎を回って園庭のほうに行くと何人かの人が入っていたので「保育園の方ですか？」と聞くと、「はいそうです」と返ってきた。主任さんと6人の保育士さんが日曜日にもかかわらず、自主的に片づけにきていた。

お願いをして被害の状況を見させてもらおうと、保育室、トイレ、事務室の天井を破ってブロックが落下していた。事務室は怖くて片づけることができないということで、ほぼ手つかずの状況になっていた。

主任さんのお話では「園舎は保育ができる状況ではなく、今後建物をどうするかは理事会が判断すると思います」ということだった。聖母幼愛園は園庭を共有する聖母幼稚園の園舎が隣接して建っていて、こちらは大丈夫だったので、保育は幼稚園の園舎で実施することになっているということだった。今回お見舞いに行った園で、保育ができないほど大きな被害を被った園はこの聖母幼愛園だけだった。

また、聖母幼愛園の近くにある光輪保育園は自主避難所になっていて、この日は2家庭が避難していたが、母体のお寺の本堂が全壊するという大きな被害を受けていた。幼保連携型認定こども園ふわわでは、新しく建てた乳児用の園舎の地盤が沈下し、危険ということで、訪れた時には取り壊してあった。

5月2日は、事前に面会を約束していた震源地益城町のひろやすにし保育園を訪ねた。この日は晴天。訪ねた時は子どもたちがちょうど午睡の時間で、穏やかな時間が流れていた。このたびのお見舞いで訪れた園で初めて通常の保育をしている園だった。ホールから見る外の風景は、どこに行っても目に入る家々の屋根を覆う青いシートが見えず、大地震が起きたことが夢であったかのように感じた。しかし、その思いは福島美香園長のお話を聞いて、一気に現実を引き戻された。

14日の最初の地震は、子どもたち（小学4年、5歳、3歳）を風呂に入れて上がったばかりの時点で、「いきなり下から突き上げるような激しい衝撃が来て、2秒後くらいには電気が消え真っ暗闇になった。手探りで服を着せ、泣き叫ぶ子どもたちの手を引いてやっとの思いで外に逃げだしました」。「翌日、余震がずっと続いているので、私と子どもたちは家に入る気持ちになれずにいたが、夫と母は家に帰って寝ていた。そこに二度目の地震。どうにか二人とも逃げだすことができ助かったけど、家は住めるような状況ではなく、今は仮住まいから園に通っています。職員も避難所や車に寝泊まりして、そこから仕事に来ている者もいるし、避難所暮らしをしているご家庭もあります」と静かな口調で、涙をこらえな

がら福島園長は語ってくれた。

ひろやすにし保育園の園舎は地震に耐えて被害を受けずに済んだが、本当に厳しく辛い状況の中で子どもたちを受け入れ、気持ちを強くもち、職員と心を一つにして保育を行っていることがよくわかり、胸を打たれた。

ひろやすにし保育園は、ひろやす保育園と姉妹園だが、この2園だけが益城町の私立保育園と聞いていた情報はまちがっていた。近年に2園の保育園と小規模園ができているという。ひろやすにし保育園を後にして車で移動していると、「広橋保育園は→」という看板が目に入った。→の方向に探して行くと案内の看板を見つけ、広橋保育園に辿りついた。

事前の連絡もしないまま訪ね、チャイムを押すと、



上・避難所の空に泳ぐたくさんの鯉のぼり

中・倒壊した家屋（益城町）

下・トイレの入口に落下したブロック（聖母陽愛園）

「お入りください」の声。門扉を開けて入っていくと応対に出てきたその人が秋口仁美園長だった。園舎は新しく耐震もできていたので建物の被害はなかったが、敷地にひび割れや沈下が見られた。報道で知るように、この地域も断水となった。

この日は保育を再開したばかりで、話を聞いている時、お迎えの親の姿が見られる時間帯だったが、地震直後は園長の判断でご近所のお年寄りを中心に、自主避難所の役目を果たしたという。問題だったのは、やはり指定避難所ではなかったため、給水が来ず、大変だったそうだが、人のつながりによってほどなく給水問題は解決したという。

訪問した日には、すでにこの地域の断水は解消していた時だったが、保育園はごく一部を除き、調理場やトイレが園の配管被害によって断水が続いている状況の中で保育を再開していた。

保育を再開する前に、全職員で話し合いをもち、自分たちのトイレ使用は固める溶剤を使い、水で流さなくても全然問題ではないことなどを確認し合ったという。水が出ない中での給食作りは、「他から『お弁当を持参してもらえば』というアドバイスがあったけれど、家庭も地震の被災者で避難所暮らしをしているのに、とてもお弁当を持ってきてとはいえない」ということで意見が一致し、なんとか無洗米が手に入らないかと発信し、支援を受けて無洗米が手に入り、給水の水を大切に使うでご飯を炊いているということだった。

こんな大変な中での突然の訪問に、笑みを絶やさずに話して下さる秋口園長に「園長の笑顔に救われます」と伝えると、「前を向いていかななくてはならないのだから、笑顔でいくと心に決めています」との言葉が返ってきた。

今 回の地震見舞いは10か園だったが、ほとんどの園長が異句同音に口にしたことは、「地震が保育中でなくてよかった」ということだった。同じ立場に身を置くものとしてまったく同感であった。また最も心に残ったことは、広橋保育園の秋口園長の、避難訓練についての次のような言葉だった。

「今まで避難訓練をやってきていたが、今回の地震を経験して考え、職員と確認したことは、今までの避難訓練は現実的ではなかったということです。

たまたま保育中でなかったことが幸いしたが、も

しあの地震が保育中だったならば、自分たちは子どもたちを守れていなかっただろう。保育中に今回のような地震がまた来た時に、自分たちはどのようにして子どもたちを守るのかということ。今、毎日余震が続いているけれども、そのたびに逃げだすことは子どもたちに余計な不安を与えてしまう。

地震予知情報が地震の後にやって来るような今回の地震を経験し、私は園長として自分の体感で判断して、どう行動するか^の指示を的確に出す必要性を強く感じたこと。まずは職員自身がどう対処するかをしっかりと確認しておくこと。子どもをどう守るかを、私たち職員がしっかりと確認し合い、真剣に避難訓練をしなくてはいけないこと」

福本保育園の塚本園長も「いきなりあんな地震が来ると、机の下に入って身を守る暇もない。ただただ、その場で自分の身を守るしかできない」ということと合わせ、活断層による直下型地震の対処方法を日頃から確認しておくことの必要を感じた。

訪 問最後の日となった5月3日は、さくらんぼ保育園を訪ね、高校の後輩の建川園長、宮里六郎先生や東京から単身ボランティアにきた東京の保育士、園長の同窓生2人も加わり、園の事務室で夕食会を行い、深夜まで話し込み、そのまま園に泊まって翌朝愛知県の自宅に向けて車を出発させた。

就寝中や、入院中の兄を見舞いに行った病院でも地震の揺れを感じた熊本の1週間だった。

毎日震度3や4の余震が続く大変な中、突然の訪問にもかかわらず、快く丁寧に^に対応していただいた各園の方々に心からのお礼と感謝を申し上げます。

◆訪問した園は次の通りです。

益城町

ひろやすにし保育園・広橋保育園

菊陽町

福本保育園

合志市

合志中央保育園

熊本市北区

清水ヶ丘保育園

熊本市東区

聖母幼愛園・光輪保育園・認定こども園ふわわ

カトレア無保育園・さくらんぼ保育園

(城戸久夫／愛知県尾張旭市・社会福祉法人いしずえ会理事)

熊本地震における九州ブロックの被害報告状況 (全私保連集約分)

(平成28年5月6日時点)

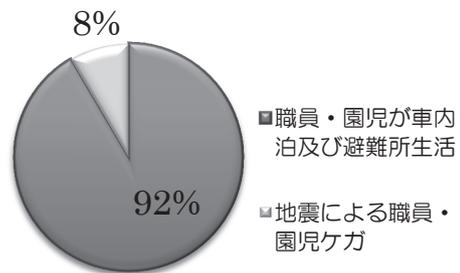
昨年11月30日、各ブロック自然災害連絡調整員と全私保連組織部との『第1回全私保連自然災害連絡調整会議』を開催し、自然災害発生時における連絡体制の見直しを行いました。被害が発生した際、早急に会員園の状況を確認・報告が可能となるように、被害報告を『第一段階報告(速報)』と『第二段階報告(時間が経過し、詳細が分かっているからの報告)』の二段階に分けての集約体制を実施しております(詳細については「保育通信」平成28年4月号参照)。

今回、熊本県を中心とした地震について、会員園の第一段階被害報告を九州ブロック連絡調整員を通じて報告いただきました。

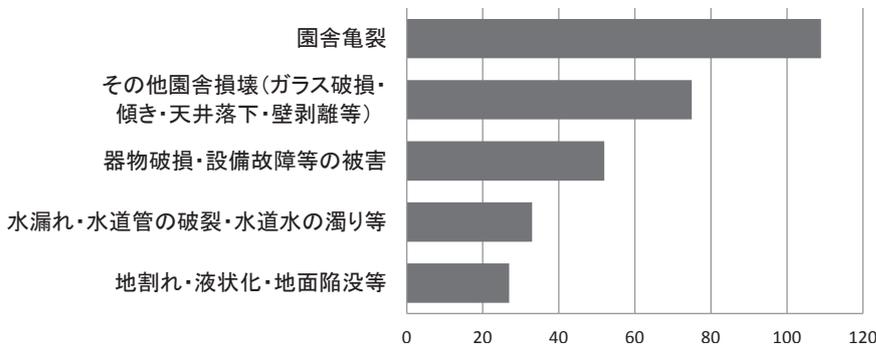
●第1段階被害報告状況

	会員園数	第1段階被害報告園数	人的被害	物的被害
熊本県	313	85	15	85
熊本市	122	31	8	26
福岡県	381	6	0	6
福岡市	211	7	0	7
鹿児島県	259	1	0	1
大分県	114	12	1	11
長崎県	392	14	0	14
宮崎県	284	1	0	1
	2076	157	24	15

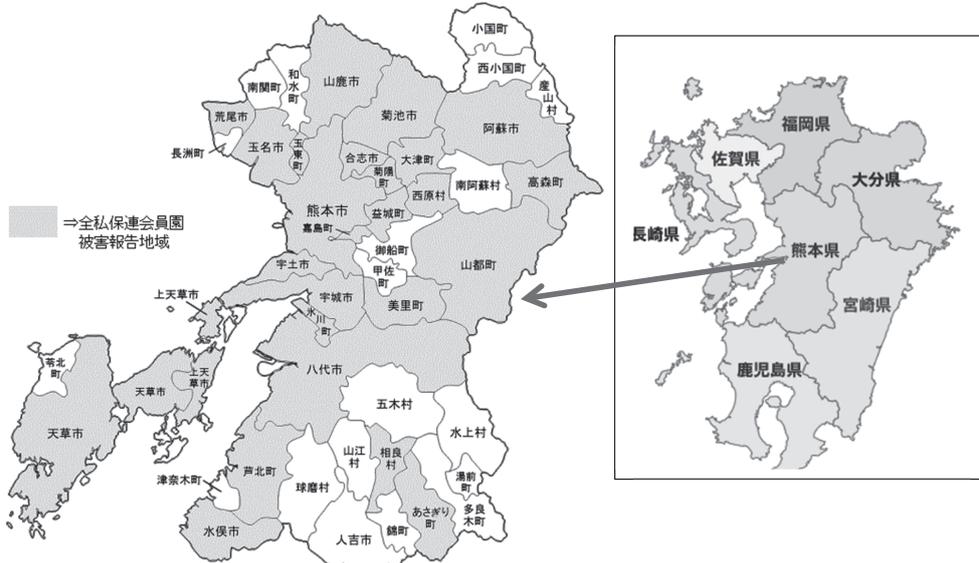
【人的被害報告状況】



【物的被害状況別件数】



●全私保連熊本県会員園被害報告地域地図



全私保連九州ブロック加盟組織別被害報告～抜粋～（第1段階報告）

※各組織からのご報告は九州ブロック連絡調整員を通じて報告

組織名	報告日	主な被害報告内容
熊本県保育協会	4月15日	4月14日21時26分頃発生地震に関する被害報告（4園） * 階段・外壁等の亀裂、給食設備の転倒、園庭の地割れ、トイレの水漏れ等（被害報告園の地域：大津町、益城町、菊陽町、玉名市）
	4月16日	4月15日発生地震に関する被害報告（8園） * 園舎一部損壊、事務室エアコン落下寸前、園舎2階天井一部損壊、壁のひび割れ、園に通じる私道の石垣一部損壊、開閉式フェンス損壊等（被害報告園の地域：合志市、高森町、益城町、菊陽町、阿蘇市、玉名市）
	4月18日	4月16日午前1時26分頃発生地震に関する報告（16園） * 外壁亀裂10数ヶ所、天井クーラー部品損傷落下、園庭地割れ、トイレ壁がずれ窓・ドアが開けられない、エアコン室外機がブロック落下により破損、ブロック塀崩壊、給食室スチームコンベックのガス管破損、乳児用食器棚崩壊、保育室引き戸変形等（被害報告園の地域：宇土市、合志市、山鹿市、荒尾市、高森町、宇城市、相良村、大津町、水俣市、八代市）
	4月19日	4月16日午前1時26分頃発生地震に関する報告（14園） * 園舎に亀裂が入り傾きが発生、水道管破裂、事務所ヒビ数ヶ所、外壁の欠損、倉庫の屋根瓦の大棟部分が押し上がっている、窓ガラスにヒビ、地面段差と盛り上がり、水まわりの漏水、職員の家が損壊し車中泊などの避難生活中、掲示板ガラスに無数のヒビ、駐車場に多数のヒビ等（被害報告園の地域：上天草市、合志市、山鹿市、八代市、天草市、宇土市、玉名市、宇城市、大津町、菊池市、嘉島町）
	4月20日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告（7園） * 水道管破裂、外壁倒壊、給食室コンベンション水漏れ、エアコン室外機転倒、屋根の剥がれ、ブロックフェンスが29mにわたり傾き、園舎壁に多数のヒビ等（被害報告園の地域：嘉島町、宇城市、西原村、美里町、山都町）
	4月21日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告（6園） * 厨房機器の故障、フェンスの亀裂、屋根瓦全壊、天井落下、水道管破裂に伴う床漏水、全室壁にヒビ、職員自宅半壊等で避難生活中のため出勤不可能等

		(被害報告園の地域：菊陽町、大津町、菊池市、芦北町)
4月22日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告(2園)	*園舎屋上にクラックが入り雨漏りが発生、保育室天井埋め込みエアコン4台落下、壁・外階段等ヒビ多数、園庭地割れ、職員の住宅が損壊し車中泊等避難生活中 (被害報告園の地域：合志市、あさぎり町)
4月25日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告(19園)	*園舎外壁・内壁に多数のヒビ割れ、タイルの剥離、配水管破損、水道管破裂、防犯カメラ・モニター通信不能、棚・ピアノ・冷蔵庫倒壊、テラス天井破損・落下、保育室内スピーカーの落下等 (被害報告園の地域：芦北町、宇城市、宇土市、天草市、玉東町、菊池市、合志市、山鹿市、大津町)
4月26日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告(2園)	*園広間の多数の柱にヒビ、園外部の天井の一部破損、出入口の門扉の柱が曲がっている。 (被害報告園の地域：芦北町、八代市)
4月28日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告(4園)	園舎支柱のヒビ割れ、事務室キャビネットが倒壊し扉破損、楽器破損、事務室・玄関入口・廊下の漏電(一時的な停電により判明)、灯油配管割れ、地盤が10cm程沈下 (被害報告園の地域：合志市、宇城市)
5月2日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告(5園)	*事務室モニター落下による破損、園舎階段壁面横ヒビ、アルミ引き戸破損、食器乾燥機転落破損、職員2名自宅半壊により転居、園舎コンクリート部分亀裂多数、職員駐車場下水管理設部50mほど陥没、保育室天窗雨漏り、職員9割が4月23日まで避難所及び車中泊、職員1名が避難時に腰骨を骨折し入院 (被害報告園の地域：八代市、宇城市、宇土市、氷川町、天草市)
5月6日	4月14日21時26分～4月16日午前1時26分頃発生地震に関する被害報告(2園)	*園舎外壁煉瓦一部破損、屋根瓦一部破損と歪み、園舎壁にヒビ、園児用トイレ水漏れ、職員自宅一部損壊、半数の職員が地震後一

		週間は避難所生活及び車中泊 (被害報告園の地域：合志市、八代市)
熊本市保育園連盟	4月26日	地震に関する被害報告(31園) * 室内及び外壁のクラック多数、クラス内部棚・ロッカー等転倒、ガラスの散乱、2階ベランダに設置のソーラー温水器タンクの転倒・破損、水道水が濁っており給食の実施が出来ない、倒壊危機のため中に入れられない状態(プレハブを検討中)、隣の建物が倒壊寸前で園舎も危険な状態、非常灯破損、地盤が動いた状態で園舎に亀裂あり、園庭に地割れ * 園児⇒避難所生活、車中生活、他地方ご実家への避難多数 * 職員⇒避難所生活、車中生活、自宅が全壊・半壊のため住居が安定しない保育士あり、家庭の事情により出勤困難者あり * 中央区 A園⇒ライフラインはほぼ通常通り(停電なし)、都市ガスの使用不可。 B園⇒4月18日の朝より水道水が出たが、水圧が低く少量のため飲料水には適さないと判断。 C園⇒園児(一歳)の脚にテレビが倒れ腫れている。 * 西区 A園⇒通園環境に被害あり。 B園⇒水道水は4月23日からで出始めたが、汚水状態であった。4月25日は白水の水が出ることで、水道検査を実施。園児には水筒・お弁当の持参をお願いしている。 * 南区 A園⇒4月15日開園不可。利用者へは緊急メール配信及びHP上ブログにて通知。 * 東区 A園⇒閉園。ライフラインが整い次第受け入れていきたいが、4月30日以前の受け入れは未定。 B園⇒法人で4月30日まで休園を決定。 (被害報告園の地域：熊本市東区24園・西区3園・中央区2園・南区2園)
大分県私立保育連盟	4月18日	4月16日1時25分頃発生地震に関する報告(12園) * 水が濁り提供ができず、天井壁・トイレのタイル剥離、スポットライト落下、ガラス破損、保育室の壁・天井に隙間等 (被害報告園の地域：別府市、日田市、由布市、竹田市) * 被災者10名受け入れ(由布市内の保育園)
長崎県保育協会	4月19日	地震に関する報告(14園) * 壁にひびあり、漆喰の剥離、天井と壁面に数ミリの隙間あり、園庭コンクリートの剥離、ひび割れ、電気設備の破損、コンクリートのひび割れ(3m×4mm)、階段手すり破損、高架水槽の給

		水管破裂により断水（応急措置により復旧）等 （被害報告園の地域：長崎市、諫早市、南島原市、雲仙市）
宮崎県保育連合会	4月20日	4月16日に発生した地震の被害報告（1園） * 乳児棟下パイプ破損 （被害報告園の地域：宮崎市）
福岡県保育協会	4月22日	* 窓ガラス2枚にヒビ、鉄骨外壁の剥離、水道水の濁り、民家との境界のブロック塀に亀裂が入りグラついている、室内壁にヒビあり等（6園） （被害報告園の地域：みやま市、柳川市） * 被害報告園全て保育園は通常通り業務を実施
福岡市保育協会	4月21日	4月16日1時26分頃発生地震に関する報告（7園） * 壁・保育室天井等十数ヶ所にヒビ、職員通用門が横ズレし、施錠できない、1階軒先に亀裂、1階天井から水漏れ （被害報告園の地域：福岡市内）
鹿児島県保育連合会	4月25日	4月16日発生地震に関する報告（1園） * 水道管の破裂、タイル剥離 （被害報告園の地域：薩摩川内市）

※全私保連加入の九州ブロック個人会員園（22園）に関しては大きな被害はなし。

記載の内容は第一段階報告としてご連絡いただいた速報ベースの情報のみとなっております。

ご了承くださいませ。

●熊本地震に関する全私保連としての動き

日付	概要
平成28年4月15日	九州ブロック連絡調整員事務局を通じて、熊本県内全私保連会員園の第一段階報告をいただく（4園）
平成28年4月20日	全国事務局長会議にて、九州ブロックのご出席者並びに現地に訪問した先生方より現地被害状況のご報告をいただいた 全国事務局長会議終了後、九州ブロックのご出席者を集め、今後の地震の対応について協議、今後九州ブロック臨時会長会を開催する方向で進めることが決定
平成28年4月22日	支援募金を三団体共同で行うことが決定 三団体各々会員向け周知（全私保連会員園へ全私保連ニュースで周知）
平成28年5月11日	全私保連広報部にて「保育通信」6月号と併せて熊本地震臨時増刊号の発刊が決定
平成28年5月12日	全私保連近藤道会長、全私保連小林公正副会長、宮崎県私立保育園連盟吉田雅信副会長（九州ブロック自然災害連絡調整員）が熊本県保育協会、熊本市保育園連盟事務局を訪問 九州ブロック臨時会長会開催中止
平成28年5月27日	保育三団体被災地支援募金第一期配分を実施 5月27日付募金額23,713,047円（第一期配分お振込み後残高）
平成28年5月30日	第174回理事会にて平成28年熊本地震に対する特別決議を採択

平成28年熊本地震被災地を支援する募金に 引き続きご協力をお願いいたします 保育三団体共同で実施しています

日頃より本連盟事業に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年4月14日午後9時26分頃、熊本県を震源とした震度7の地震が発生いたしました。その後、大分県を含む九州の広い範囲にて揺れが続いております。

被災されましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

こうした状況の中、被災地の保育園等や子ども、子育て家庭等を支援するための募金を保育三団体(全国社会福祉協議会全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)で共同実施することが4月22日に決まりました。

つきましては、会員園さまや保護者のみなさまに、支援への協力を特段にご配慮いただきますようお願い申し上げます。みなさまから寄せられました浄財は、被災地域の保育組織を通し、被災保育施設の施設復旧や保育備品・生活用品等の購入など、被災保育施設、そして子どもたちのために使用させていただきます。

なお、送金につきましては、組織単位でまとめていただいても、保育園、個人でも結構です。

保育三団体では、都道府県・指定都市別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、予めご了解くださいませ。

ご協力のほど、重ねてお願いを申し上げます。

■募集期間 平成28年4月22日(金)～9月30日(金)

■受入口座

金融機関 三菱東京UFJ銀行
支店名 浅草橋支店(店番号:069)
預金科目 普通預金
口座番号 0286561
口座名義 公益社団法人 全国私立保育園連盟
保育三団体被災地支援募金
会長 近藤 遼

*「保育三団体被災地支援募金」(ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン)で振込手続きが可能です。

*お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

◆領収書の発行につきましては、下記事務局までお問い合わせください。

その他ご不明な点は、下記までご照会ください。

(公社)全国私立保育園連盟 事務局

TEL 03-3865-3880 / FAX 03-3865-3879

E-mail: ans@zenshihoren.or.jp

施設型給付費から災害義援金の支出が可能となりました！

今回の熊本地震に関しまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、被災地に対する災害義援金の支払いを、施設型給付費から特例的に支出することができる旨を示しました。その内容は下記の通りです。

施設型給付等は個人給付（法定代理受領）であるため、用途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日3府省局長連名通知）の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市または中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。

なお、今般の災害義援金は、施設型給付費や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいとされており、「保育三団体被災地支援募金」はそれに合致するものです。ぜひ市町村行政とご相談いただき、施設型給付費からの支援募金の支出にご協力をお願いいたします。

熊本地震に関わる保育三団体被災地支援募金事業 実施要綱

1 目的

本事業は、名称を平成28年熊本地震保育三団体被災地支援募金事業（以下、「募金事業」。）とし、震源である熊本をはじめ九州の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

2 実施主体

募金事業の実施主体は、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会の三団体（以下、保育三団体という。）とする。

3 募金の募集

募金の募集は、平成28年4月22日～平成28年9月30日を期間として募集する。ただし、状況に応じ保育三団体で協議のうえ延長することができるものとする。

4 募金の管理

募金は、公益社団法人全国私立保育園連盟が専用の口座を開設して管理することとする。なお、管理は公益社団法人全国私立保育園連盟の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

5 募金の使途

募金は被災地域の保育所等ならびに保育組織、および被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育所等の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育所等が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動及び保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 保育三団体が直接実施する事業費、振込み手数料などの事務に関わる経費
ただし、募金総額の5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体が必要と認めた事業に要する費用

6 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 熊本地震により災害救助法が適用されている地域のうち、平成28年4月14日～平成28年5月31日までの期間において、被害を受けた保育所等が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) 災害救援法が適用されていない地域であるものの、熊本地震によって被害を受けたことを保育三団体が認めた都道府県・指定都市等の保育組織
- (3) その他、上記に準ずる地域で保育三団体が必要と認めたとこ

7 募金の配分決定等

募金の配分決定は、保育三団体のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

8 事業の終了

保育三団体は、平成29年3月31日までに本募金事業を終了し、募金の全額を清算することとする。

9 その他

本要綱に定めのない事項については、保育三団体が協議し決定することとする。

平成28年4月22日

東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会 長 近藤 遼

東京都千代田区麹町1-6-2
アーバンネット麹町ビル6階
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷泰夫

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会
会 長 万田 康

「平成28年熊本地震」に関連した国の事務連絡通知

事務連絡
平成28年4月20日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局、御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局 幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課

子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）

標記について、貴管内の市町村において、「平成28年熊本地震」により被災された保護者等に係る対応について、下記のとおり周知しますので、特別のご配慮を賜りますようお願いいたします。
各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

記

- 被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額について
子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第1項等に基づき、支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等には、市町村の判断により、利用者負担額を減免することができます。また、この場合、減免した部分につきましても国庫負担等の対象となります。
については、被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額について、特別の御配慮をお願いします。
- 利用定員について
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第22条及び第48条に基づき、災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨定められております。
については、各施設における利用定員の弾力化について、特別の御配慮をお願いします。

（以上）

【連絡先】

内閣府 子ども・子育て本部 参事官（子ども・子育て支援担当）付	文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
TEL: 03-5253-2111（代表）内線38339	TEL: 03-6734-4111（代表）内線3139	TEL: 03-5253-1111（代表）内線7982
FAX: 03-3581-0992	FAX: 03-6734-3736	FAX: 03-3585-2674

事務連絡
平成28年5月10日

都道府県
指定都市 民生主管部（局）御中
各 中核市

厚生労働省職業安定局 総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

雇用調整助成金を活用した雇用維持について

日頃より、各種の雇用対策に格段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年熊本地震により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、働く方の雇用維持を支援する雇用調整助成金について、事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮する等の特別措置（別紙1）を4月22日より公表し、さらに、5月9日付で助成率の引上げ等を内容とする更なる特別措置（別紙2）を講じる方針を取りまとめました。

この特別措置が実施された場合には、熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において、例えば、従業員の休業により雇用を維持した場合には、事業主が支払った休業手当の一定割合（九州内の事業所の場合には中小企業4/5、大企業2/3）が助成されることとなります。

つきましては、社会福祉施設等において、本特別措置も活用しつつ、従業員の雇用維持に努めていただく旨、管内市町村及び社会福祉施設等への周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、雇用調整助成金をはじめとする支援措置の詳細については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

（参考資料） 特別措置適用前の雇用調整助成金の概要

（※）平成28年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金制度の特例については、厚生労働省のHPで順次更新していきますので、ご参考いただけましたら幸いです。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/asi/sakumi/tauite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07.html



Press Release

平成28年4月22日
 (照会先)
 職業安定局雇用開発部雇用開発企画課
 課長 北條 憲一 (内線 5840)
 課長補佐 小沢 聡 (内線 5694)
 (電話代表) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3502)1718

報道関係者 各位

平成28年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の特例について

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、厚生労働省では、平成28年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、下記のとおり雇用調整助成金の特例措置を講じることとしました。

1 要件緩和

<現行の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

<特例措置後の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

2 適及適用

平成28年4月14日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年7月20日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとする。

※ 雇用調整助成金の特例措置の実施に当たり、4月23日(土)及び24日(日)の2日間、臨時の特別電話相談窓口を厚生労働省雇用開発企画課内に設置しますので、ご利用ください。

電話：03-3502-1718

電話相談時間：両日とも午前10時～午後5時まで



Press Release

平成28年5月9日
 (照会先)
 職業安定局雇用開発部雇用開発企画課
 課長 北條 憲一 (内線 5840)
 課長補佐 小沢 聡 (内線 5694)
 (電話代表) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3502)1718

報道関係者 各位

平成28年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の更なる特例について

厚生労働省は、平成28年熊本地震の発生に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業所における雇用の安定を図るため、「雇用調整助成金」の支給要件について既に4月22日に特例措置(※)を公表しているところですが、今般、助成率の引上げをはじめとする更なる特例措置を講じる方針を固めました。

(※)平成28年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、

- ① 事業所の生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮すること
- ② 事後に提出された計画届についても助成対象とすること

1 特例措置の概要

平成28年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、平成28年4月14日以降に開始した休業等について、以下の特例措置を講じます。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる(中小企業：2/3から4/5へ、大企業：1/2から2/3へ)。
- ② 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とする。
- ③ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、前回の支給対象期間が満了した日から起算して1年を経過していなくても受給できることとする。
- イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。
- ④ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする。等

※ 熊本県以外に所在する事業所であっても対象になります(ただし④は九州各県内に所在する事業所に限る。)

2 今後の予定

本特例措置は、5月13日に開催予定の労働政策審議会職業安定分科会における関連法令改正案に係る諮問・答申を経て、速やかに公布・施行する予定です。

事務連絡
平成28年4月22日

各 都道府県、指定都市、中核市 民生主管部局 御中
(熊本県及び熊本市を除く)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課
厚生労働省 社会・援護局 福祉基礎課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
厚生労働省 労働省 老健局 総務課

平成28年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

概況については、平成28年4月17日付事務連絡「高齢者、障害者等の要介護者の緊急的対応及び職員の出張派遣について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところであり、被災地においては、介護職員等が不足する場合があります。他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

つきましては、4月28日から5月中旬に派遣が可能な介護職員等につきまして、「別紙1」派遣職員調査総括表及び「別紙2」派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等の派遣に当たっては、被災地の状況や各施設・事業所における具体的な支援内容を踏まえた上で調整を行う必要があるため、関係団体との連携、協力をお願いいたします。

また、職員派遣の経費については、関係機関と調整中ですので、追ってお知らせいたします。

〇提出〆切（第1回）

平成28年4月26日（火）17時まで

なお、初動においては、交通アクセスの利便性が高く、熊本県と「九州・山口9県災害時相互応援協定」を締結している九州各県及び山口県内からの支援を考慮しており

ますので、九州（熊本県を除く）及び山口県内の各県、指定都市、中核市におかれましては、期限までに登録いただきますようお願いいたします。

その他の都道府県等におかれましては、既に介護職員等の派遣を行っている、又は、派遣の準備を行っている管内関係団体があるなど派遣可能職員が把握されている場合には、ご連絡ください。

また、5月中旬に第2回の依頼を行う予定ですので、準備をお願いいたします。

〇問合せ及び調査結果報告先

高齢者関係施設……老健局振興課基盤第二係
中村係長、菊地係員：kikuchi-yuu@mhlw.go.jp
(代表) 03-5253-1111 (内線 3987)
(ダイヤル) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

※ 施設・事業所が別紙2を入力すれば、自動的に別紙1に反映されますので、都道府県、政令市、中核市におかれましては、当該別紙1を全施設・事業所分集約した上で、別紙1のみ（別紙2不要）メールにて送付頂きますようお願いいたします。

障害児・者関係施設……障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係
久手壁係員：kudeken-aya@mhlw.go.jp
(代表) 03-5253-1111 (内線 3091)

(ダイヤル) 03-3595-2528

(FAX) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……雇用均等・児童家庭局家庭福祉課予算係
武居係長：takei-takahiro@mhlw.go.jp
中谷係員：nakatani-saori@mhlw.go.jp
(代表) 03-5253-1111 (内線 7887)

(ダイヤル) 03-3595-2504

(FAX) 03-3595-2663

生活保護関係施設……社会・援護局保護課予算係

加藤係長、大橋係員：hogo-yosam@mhlw.go.jp
(代表) 03-5253-1111 (内線 2824)

(ダイヤル) 03-3595-2613

(FAX) 03-3592-5934

事務連絡
平成28年4月28日

都道府県
指定都市
中核市

民生主管課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成28年熊本地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成28年熊本地震による介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについては、平成28年4月22日付事務連絡により東日本大震災と同様の措置をする予定である旨お知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されまますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等にに応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

1 社会福祉施設等への派遣
(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービスマン、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービスマン等」という。）が支弁されています。定員を一次的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービスマン等が支弁されることとなります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービスマン等から支払うことを原則とします。

イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について
ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、「派遣元施設」という。）が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることとなるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣（社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む）

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要援護者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等は除く。）10人につき1人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所には、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することとなります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることとなるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関するも、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

○平成28年熊本地震におけるFAQ(第1版)

NO	事項	問	答
1	利用者負担額	被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額の減免については、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということが良いか。	お見込みのとおり。
2	利用者負担額	利用者負担額の減免については、事務処理や減免扱いとせずマイニングはどうするのが適当であるかの減免する際は、通常減免申請をいただき、そのうえでの対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定するべきなのか	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟にご対応いただいております。
3	公定価格	平成27年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について、被災自治体は、実績報告を提出期限から遅れて報告することは可能か。	遅れて提出することは可能ですので、内閣府の担当にご相談ください。
4	公定価格	被災地の援助のために職員の旅費を控訴しているが、派遣のために最低基準や公定価格基準を下回ることは可能か。	利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により一時的に基準以下の配置となってもやむを得ないものと考えています。 この場合において、公定価格の職員配置を伴う加減算の適用に当たっては、当該職員が勤務しているものとして判断するものとします。
5	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのような対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなのを考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめボット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いいたします。
6	その他	施設型給付費等から糞尿金を出すことは可能か。	施設型給付費等は個人給付(法定代理受領)であるため、使途制限がないことから、給付費から糞尿金を支出することは差し支えありません。 また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から糞尿金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日3府省庁長官連名通知)の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。 なお、今般の災害義援金は、施設型給付費や委託費が原資であることと鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通して寄付することが望ましいと考えております。

(3) 留意点

避難所に避難している要保護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者(要介護者等)に対して、緊急に入所できない施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いいたします。

また、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している場合については、その場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

3 その他

福祉避難所として避難者(社会福祉施設等の入所者は除く。)を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うこととなります。

保育通信臨時増刊 No.735

平成28年6月10日発行

第3種郵便物認可 昭和40年1月28日

定価270円(本体250円)

発行所・発行人

公益社団法人 全国私立保育園連盟

会長：近藤 遼

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10

TEL 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879

URL:<http://www.zenshihoren.or.jp/>

E-mail:ans@zenshihoren.or.jp

編集人：村井祐昭

印刷：(株)ユニバーサル・プリント